

三芳町町長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、町長（町長を代理するものを含む。）が町を代表して行う外部との交際、交渉等に要する町長交際費を適正に支出することにより、公正な町政運営を確保することを目的とする。

(支出基準)

第2条 交際費は、次のいずれかに該当する場合で、社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額を支出するものとする。

- (1) 町政の円滑な遂行と進展に必要な団体又は個人に対する支出
- (2) 町との友好と信頼関係の維持増進に必要な団体又は個人に対する支出
- (3) 町の進展に顕著な功績があったものに対する支出
- (4) 儀礼的な範囲内のものに対する支出
- (5) その他町長が必要と認める支出

(支出内容)

第3条 交際費支出の対象となる内容及び支出額は、次のとおりとする。

- (1) 慶祝 各種総会、大会、式典、行事等の費用で金額が明示されているものは、その金額とし、金額の明示がないものは、10,000円を限度とする。ただし、当選祝い及び結婚式の祝儀は、支出しないものとする。
 - (2) 会費 飲食を伴う各種団体・自治会の総会・懇親会等の費用で金額が明示されているものは、その金額とし、金額の明示がないものは、10,000円を限度とする。ただし、飲食を伴わない場合は、支出しないものとする。
 - (3) 弔慰 支出対象及び支出額等は、別表のとおりとする。
 - (4) 見舞 社会通念上、儀礼の範囲として認められる場合で、10,000円を限度とする。
 - (5) 賛助 各種団体の活動の趣旨・目的に対し賛助する場合で、5,000円を限度とする。
 - (6) その他 前各号に定めるもののほか、外部の個人又は団体との交際、交渉等に際し、町長が特に必要と認めたものは、その都度決定して支出する。
- 2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他政治団体に対するものには支出しない。

(支出内容の公開)

第4条 この基準に基づく交際費の支出内容については、公開する。

2 前項の公開は、三芳町ホームページに掲載するとともに町長が指定する場所において縦覧に供することにより行うものとする。ただし、公開情報に個人に関する情報であり、配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分			内 訳		
			香 典	花 環	見 舞
議 員	現職	本人	10,000円	○	○
		配偶者	10,000円		
		子又は父母	10,000円		
	元職	本人	10,000円		
行政委員	現職	本人	10,000円		
		配偶者	10,000円		
		子又は父母	10,000円		
	元職	本人	10,000円		
非常勤の特別職	現職	本人	10,000円		
関係自治体の長	現職	本人	10,000円		
		配偶者	10,000円		
		子又は父母	10,000円		
	元職	本人	10,000円		
町長・副町長・ 教育長	現職	本人	10,000円	○	○
		配偶者	10,000円	○	
		子又は父母	10,000円	○	
	元職	本人	10,000円	○	
町職員	現職	本人	10,000円		
その他町長が特に必要と認めるもの			10,000円	○	○
備考					
<p>(1) 香典は、原則として通夜、告別式に参列する場合に支出する。</p> <p>(2) 花輪は、葬儀の事情等により他の物に変更することができる。</p> <p>(3) 議員は、町会議員及び原則として三芳町を選挙区とする国会議員・県議会議員とする。</p> <p>(4) 行政委員は、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員をいう。</p>					

(5) 非常勤の特別職は「三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例」に定めるもののうち行政委員を除くものとする。